

社会福祉法人府中市社会福祉協議会 備品貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、備品の貸し出しを行い、もって地域福祉活動の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、社会福祉法人府中市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）とする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、府中市内の地域福祉活動を推進する団体等で、その活動が府中市内の福祉の増進を目的とするもの。

2 貸し出しは、別表1に掲げるものとする。

(貸出備品)

第4条 本事業において貸し出す備品は、別表2に掲げるものとする。

(貸出期間)

第5条 本事業の貸し出し期間は、原則、貸出日を含む前後3日とする。

2 利用にあたっての準備、返却時の清掃等が必要な場合はこの限りではない。

(利用受付)

第6条 備品を借り受けようとする者（以下「利用者」という。）に対しては、備品を利用する日の属する月の3か月前の1日午前8時30分から受付を行う。

2 利用者は利用当日までに備品借用申請書(様式第1号および2号)を市社協に提出しなければならない。

3 利用受付は、申請書の提出を持って受理するものとする。

(利用料)

第7条 本事業の利用料は別表2のとおりとする。

2 原則、貸出後の利用の有無に限らず料金は徴収することとする。ただし、市社協会長が必要と認める場合はこの限りではない。

(備品の搬送)

第8条 借り受け及び返却にあたっての搬送は、利用者が行うものとする。

(備品の管理義務)

第9条 利用者は借り受けた備品を、善良な管理を行い、第三者に転貸をしてはならない。

2 利用者は備品に故障、破損、汚損、紛失等が生じた場合は、速やかに市社協へ報

告しなければならない。

3 利用者は、申請書に記載された場所及び目的外に使用してはならない。

(備品の返却)

第10条 備品の返却は利用者が備品の清掃を十分に行ったあと、付属品等を確認し、職員立ち会いのもとに返却するものとする。

(返却通告)

第11条 市社協会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、貸し出し備品の返却通告を行うものとし、返却通告を受けた利用者は、速やかに備品を返却しなければならない。

- (1) 備品借用申請書の不正記述等により貸し出しを受けたとき
- (2) その他貸し出しの必要性がなくなったと認められるとき

(費用弁償)

第12条 利用者の責めに帰すべき事由により第9条第2項に該当する事項があった場合は、その修繕等にかかる費用の実費を利用者が負担するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。